主治医　殿

2015.4 改
関西学院大学
聖和短期大学

学校感染症・登校許可証明書　記入について（ご依頼）

本学では、学校感染症に罹患あるいは罹患した疑いがあり、他への感染の恐れがある場合、登校停止を規定しております。 お手数をおかけしますが、他への感染のおそれがなくなり、登校に支障がなくなりました際には、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。なお、本学より問い合わせをさせていただいた場合には、どうぞよろしくお願いいたします。

学長　殿

学校感染症・登校許可証明書

学部 ・ 研究科（本人記入）	フリガナ 氏　　名　　男 ・ 女
学籍番号　（本人記入）	生年月日　　年　　月　　日 生

上記の者は、下記疾患に罹患、あるいは罹患した疑いにより、＿＿年＿＿月＿＿日 から症状を認めておりましたが、もはや他への感染のおそれがないものと考え、＿＿年＿＿月＿＿日から登校停止解除が妥当であると考えます。

該当するものに○を記入してください。

疾患名				出席停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断）	
	エボラ出血熱		ペスト	治癒するまで	第1種
	クリミア・コンゴ出血熱		マールブルグ熱		
	痘そう		ラッサ熱		
	南米出血熱		急性灰白髄炎		
	ジフテリア				
	重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）				
	中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）				
	特定鳥インフルエンザ				
	新型インフルエンザ等感染症				
	指定感染症 （　　）				
	新感染症 （　　）				
	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ除く）			発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	第2種 ※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	百日咳			特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん （はしか）			解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ・ムンプス）			耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん （三日はしか）			発しんが消失するまで	
	水痘 （水ぼうそう）			すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）			主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核			病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎				
	コレラ			病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	第3種
	細菌性赤痢				
	腸管出血性大腸菌感染症				
	腸チフス				
	パラチフス				
	流行性角結膜炎				
	急性出血性結膜炎				
	その他の感染症※（　　）				

※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎：ノロウィルスなどによっておこる嘔吐や下痢）

年　　月　　日　　医療機関名 ・ 住所

医　師　名　　印

＊ 学校感染症・登校許可証明書は、**登校時**に、**各学部等事務室**へ提出してください。